様式第２号（第１０条関係）

会　議　記　録

附属機関の名称	熊谷市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和８年８月２０日（木曜日） 午前９時３０分から午前１０時３０分まで
開催場所	熊谷市役所６階　６０３会議室東
出席者	【委員】大山美智子会長、小林國章委員、 栗木祥子委員、岡田恒雄委員、田島清委員、 栗原和江委員、町田克則委員、大野伸廣委員、 井上貴美子委員、沼倉素子委員 【事務局】長谷川総務部長、横森庶務課長、森副課長兼行政係長、 篠﨑主任、木部主事
傍聴人	なし
問合せ先 （所管課）	総務部庶務課（市役所本庁舎４階） ０４８－５２４－１１１１（内線２２３）
内容	【議題ア】令和７年度情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況について ⑴　情報公開の受付件数は１２３件となり、処理件数は全部公開１３０件、部分公開１７２件、非公開７１件となった。 ⑵　個人情報の開示請求の受付件数は３５件となり、処理件数は全部開示５件、部分開示２７件、不開示３件となった。 ＜質疑＞　特になし 【議題イ】情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況の報告方法の見直し（熊谷市情報公開条例施行規則及び熊谷市個人情報の保護に関する法律等施行細則の改正）について 諮問の概要、経緯等について事務局から説明した。 質疑ののち、議題について意見を付した上で妥当なものと認める旨を答申することで一致した。 ＜質疑＞ Ｑ　実施状況について、ホームページ公開を原則とした場合に、時限的な公開とするのか。 Ａ　時限的な公開にはしない。 Ｑ　現在も実施状況をホームページで公開しているとの話だが、見当たらなかった。どのページに掲載しているか。 Ａ　現在は「熊谷市情報公開・個人情報審議会　会議記録」のページに概要を記載した会議録の中に掲載している。 Ｑ　実施状況の掲載を原則ホームページ公開とする利点は何か。 Ａ　市報に掲載可能な紙面は限りがあるため、市の他の広報事項に紙面を割くことができるようになることが利点である。また、ホームページ公開を原則とした場合、独立したページを作成し、より詳細な情報を掲載するなど、ホームページを閲覧してもらえるような工夫ができると考えている。

	Q　年配の方などはスマートフォンを所持しておらず、ホームページにアクセスができない場合があり、そもそも制度を知らない方にとって、市報への掲載は有用な広報手段である。ホームページでの公開に一元化することには懸念がある。 A　規則改正後も市報に掲載しないということではないので、市民への周知を丁寧に行い、柔軟な対応をしたい。 Q　市報やホームページ以外に実施状況を公開している方法はあるか。 A　情報公開コーナーに備え置いて公開している。 Q　市報の掲載紙面に限りがあり、市も苦慮していることは理解できる。市報掲載時にホームページのＱＲコードを掲載する、情報公開コーナーでの公開について周知するなど、紙面を縮小する工夫をしてみてはどうか。 A　検討する。 Q　実施状況の市報への掲載は、年に複数回行うことは可能か。 A　市報のページ数の増加につながり、金額面・重量面での課題がある。限られた紙面の中で調整を行うという考えが、現在の市の考えである。 Q　市報のページ数増加に伴う金額面・重量面の課題については、市報の紙質を落とすなどして対応できないか。 A　所管外の質問となる。同様の意見は寄せられているかもしれないが、現状ではそのような対応は検討していないようである。